別紙１

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案
（概要）

１　改正の概要

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。）の一部を改正する命令案の概要は次のとおり。

○　公務員を退職し年金を受給するまでの間に氏名又は住所の変更があった場合には、組合に対してその旨を届けることとし、各種年金関係情報を事前に組合から本人に連絡ができるようにする。

○　その他、離婚等による年金分割の特例や退職共済年金の支給繰下げの適用がある場合における提出書類の追加等の所要の改正を行う。

２　根拠法令

地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第２６条及び第１４６条

３　施行日

平成２２年４月１日（予定）